

金融庁業務継続計画

（首都直下地震対応編）

平成 26 年 7 月 28 日

金 融 庁

目 次

はじめに	1
1. 背景と位置付け	1
2. 業務継続の基本方針	2
3. 本計画の構成	2
第1章 適用範囲、想定する災害・被害等	4
1. 適用範囲	4
2. 想定災害	4
3. 被害想定	4
4. 周辺環境想定	4
第2章 実施・継続すべき優先業務	6
1. 実施・継続すべき優先業務の抽出にあたっての考え方	6
2. 非常時優先業務等	7
3. 非常時優先業務等以外の業務の取扱い	12
第3章 非常時優先業務等を実施・継続するための執行体制の確保	13
1. 非常時参集要員の指定	13
2. 想定災害発生時における職員の行動	14
3. 職員の安否確認	16
4. 権限委任	17
第4章 非常時優先業務等を実施・継続するための執務環境の確保	17
1. 庁舎・設備	17
2. 通信の確保	18
3. 行政情報システム	19
4. 広報	19
5. 帰宅困難者への対応	19
6. 今後の取組み	20
第5章 教育・訓練及び計画の見直し	20
1. 教育・訓練等	20
2. 本計画の検証・見直し	21

はじめに

1. 背景と位置付け

近年、地震や洪水等の自然災害、感染症、サイバーテロ等の脅威へのリスクが高まる中、このようなリスクが顕在化した場合においても、我が国経済の基礎インフラである金融システムの機能を維持することは重要な課題である。とりわけ、我が国で頻発する地震への対応については、先般の東日本大震災からの教訓も踏まえ、金融システムを構成する各機関が現行の業務継続体制を改めて検証することが重要である。

金融庁においては、災害発生時に優先的に実施する業務を継続するための体制を整備する観点から、平成 20 年 6 月に「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」(以下「本計画」という。)を策定・公表した。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、これまでの想定を上回るレベルの災害が発生したことを受け、当時の経験や教訓を整理した上で、これまでの業務継続体制の実効性を高める観点から、平成 23 年 12 月に本計画を全面的に見直し、改正した。

その後、政府として、平成 25 年 12 月に施行された「首都直下地震対策特別措置法(平成 25 年法律第 88 号)」に基づき、首都直下地震発生時に備え、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」及び「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」を策定した(いずれも平成 26 年 3 月に閣議決定。)

首都直下地震緊急対策推進基本計画においては、「経済中枢」(金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等、首都地域に集中する企業の本社等)が、「政治中枢」(国会)及び「行政中枢」(中央省庁、東京都庁、駐日外国公館等)とともに、首都中枢機能と定められている。このうち、中央銀行及び主要な金融機関等については、重要な金融決済機能を地震発生当日中に復旧させる体制を整備するとともに、金融決済に関わる重要なアナウンスを国内外に発信し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を果たすことが求められている。

また、「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」においては、首都直下地震発生時において政府として維持すべき必須の機能の一つとして、金融・経済の安定が定められており、これに必要な執行体制等を定める省庁業務継続計画を作成することとされている。

これを受けて、金融庁としても、本計画の見直しを行うこととした。なお、この見直しは、平成 26 年 9 月 1 日から適用する。

地震等の発生時における業務継続体制の強化には不断の努力が必要である。今後も金融庁では業務継続体制の強化に向けて更なる取組みを行うこととするが、同時に金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求めるなど、引き続き、関係機関と緊密に連携をとりつつ、金融システム全体において、地震等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築することを目指すこととしたい。

2. 業務継続の基本方針

想定災害等発生時において金融システムの機能の維持を図るべく、下記の方針に基づいて、業務継続に向けた取組みを進めていく。

- ① 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- ② 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

3. 本計画の構成

本計画は以下のとおり、全 5 章で構成する。

第1章 適用範囲、想定する災害・被害等

本計画において想定する災害の規模や被害状況、本庁舎や公共交通機関、本庁舎に係るライフラインの状況について記述

第2章 実施・継続すべき優先業務

想定災害発生時においても、金融庁として優先して実施・継続すべき業務の概観及び基本的考え方について記述

第3章 非常時優先業務等を実施・継続するための執行体制の確保

上記業務を実施・継続するにあたり、必要な要員等の人的資源に関し、執行体制を確保するための方針や権限の委任に対する考え方について記述

第4章 非常時優先業務等を実施・継続するための執務環境の確保

上記業務を実施・継続するにあたり、庁舎・施設の被害・対策等の物的資源に関し、執務環境を確保するための取組みについて記述

第5章 教育・訓練及び計画の見直し

災害対応の実効性を高めるための、本計画の見直しに関する方針や、平時における職員に対する研修・訓練について記述

また、第 2 章に掲げる非常時優先業務等を担当する各課室は、当該業務の実施手順や外部連絡先、当該業務に従事する非常時参集要員等を定めた「非常時優先業務等マニュアル」を整備する。その際、十分な人員が参集できない場合等に備え、全庁的な「非常時優先業務等マニュアル」として「非常時優先業務等スモールパッケージ」を定めるものとする。これらのマニュアルの策定においては、業務に精通した者が当該業務に従事できない場合に備え、マニュアルの内容を極力詳細に記述することにより、要員の代替性を高め、ひいては業務継続体制の実効性の向上を図る。

さらに、これらの文書とは別に、災害発生時に幹部職員が非常時優先業務等の進捗状況を管理できるよう、各課室の優先業務の実施事項を時系列に整理した「非常時優先業務等チェックリスト」を、それぞれ作成する。

なお、本計画の見直しを行う際には、長官以下各局幹部で構成する「金融庁業務継続推進会議」を開催して審議を行う。

第1章 適用範囲、想定する災害・被害等

1. 適用範囲

本計画は、以下で述べる想定災害(首都直下地震)を適用範囲とする。

ただし、第5章に記載するとおり、毎事務年度行う本計画の見直しの中で、異なるタイプの災害に拡大していくことを引き続き検討する。

なお、当面の間、想定する首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用することとする。

2. 想定災害

本計画の前提となる想定災害は、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから示された「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(平成25年12月)(以下「最終報告」という。)で示された切迫性の高いM7クラスの首都直下地震を対象とすることとし、M7クラスの首都直下地震には、複数の想定のうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと考えられる都区部直下の都心南部直下地震を設定するものとする。

なお、最終報告においては、相模トラフ沿いの海溝型のM8クラスの地震(対象関東地震タイプ)に関しては、当面発生する可能性は低いが、今後百年先頃には、発生する可能性が高くなっていると考えられることから、長期的な防災・減災対策の対象として考慮することが妥当とされた。

3. 被害想定

被害想定については、最終報告を踏まえ、政府業務継続計画(首都直下地震対策)において、次のとおり、より過酷な被害様相を呈することを想定する。

- ① 停電、商用電話回線の不通及び断水は、1週間継続する。
- ② 下水道の利用支障は、1か月継続する。
- ③ 地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。
- ④ 主要道路の啓開には、1週間に要する。

なお、この場合において、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎の一部が使用不能となることも想定する。

4. 周辺環境想定

想定災害発生時における周辺環境(本庁舎及び本庁舎に係るライフライン等)の状況は、最終報告、政府業務継続計画(首都直下地震対策)及び関係各先から聴取した結果に基づき、以下のとおり想定する。

(1)本庁舎(中央合同庁舎第7号館(西館))

本庁舎は、建物に作用する地震力を低減させる制震構造を有しており、震度7程度までの耐震性能がある。従って、本計画においては、想定災害発生時において、本庁舎に大きな物的損傷は発生せず、本庁舎で継続して業務が遂行できるものと想定するが、本庁舎での業務が継続できない場合には、別途定める方法により、代替庁舎への移転を検討するものとする。

(2)本庁舎に係るライフライン等

①電力関係

本庁舎においては、商用電力の供給が停止した場合に備え、非常用発電設備を有しており、現在、72時間連続運転可能な燃料を備蓄している。従って、想定している商用電力の途絶の間も、本庁舎における電力利用は可能とする。なお、電力停止の長期化に備え、石油事業者との間で燃料の優先供給体制を整備している。

非常用発電設備は、商用電力の供給が停止した場合に自動的に起動する。非常用発電設備を使用した場合における電力を利用した各設備の状況は以下のとおり。

- (i) 照明: 特別会議室等、階段は全灯、一般事務室は1スパン(6.4m×6.4m)1灯、廊下は全灯数の1/2～1/3が点灯。
- (ii) セキュリティ: 防犯キーボックス、防犯センサーは全て稼動。
- (iii) 共用設備: 共用サーバ、庁内LAN回線、電話交換機、一部のエレベーター(半数程度)等の共用設備は使用が可能。
- (iv) OA機器: PC、プリンター等のOA機器の一部は、各執務室に設置されている非常時OAタップに接続することで使用が可能。
ただし、使用できる電力量には限りがある。

②固定電話

構内電話交換機は、本庁舎と同等の耐震性を有しており、非常用発電設備からの電力供給も確保されるため、使用可能とする。このうち、内線電話については、通常どおりの利用が可能なものとする。外線電話・FAXについては、想定災害発生後1週間程度は輻輳によりつながりにくくなると想定するが、災害時優先電話(注)については、発信に関して、通常に近い形での利用が可能なものとする。商用電話回線が不通となる場合であっても、③に後述するとおり、衛星携帯電話により外部と連絡を取ることが可能である。

また、内閣府及び内閣官房との緊急連絡用の中央防災無線電話及び中央防災無線FAXは、通常どおりの使用が可能なものとする。

(注)災害時優先電話は、想定災害発生時において、対外的に連絡を取る必要性が高い部署を中心に設置している。

③携帯電話

携帯電話については、想定災害発生後1週間程度、輻輳によりつながりにくくなる又は不通となると想定する。携帯電話のメール等のパケット通信についても、遅配等が発生するものと想定する。衛星携帯電話については、商用電話回線及び携帯電話回線が不通となった場合でも、通常どおりの利用が可能なものとして想定する。

(注)衛星携帯電話は、想定災害発生時において、対外的に連絡を取る必要性が高い部署を中心に設置している。

④インターネット

想定災害発生後1週間程度、通信回線の断線等が発生するため使用不可と想定する。

⑤上下水

(i) 上水： 想定災害発生後1週間程度、外部からの供給が途絶するものと想定する。もっとも、この間、中央合同庁舎第7号館(西館)の利用者(約2,000名)の最低11日分程度が受水槽に備えられているため、上水の利用は可能なものと想定する。

(ii) 中・下水： トイレ洗浄水(雑用水)が、中央合同庁舎第7号館(西館)の利用者の最低4日分程度が受水槽に備えられている。また、汚水は排水調整槽に同利用者の1週間分程度が貯留可能とする。

第2章 実施・継続すべき優先業務

1. 実施・継続すべき優先業務の抽出にあたっての考え方

金融庁としては、政府業務継続計画(首都直下地震対策)においても記載のあるとおり、想定災害発生時においても、金融・経済の安定に努めていくことが重要である。他方で、先に述べたように、ライフラインの機能が想定災害発生後に大幅に低下するため、本庁舎の設備機能も大幅に低下し、業務遂行に支障が生じることが考えられるほか、本庁舎における職員の収容力にも制約が生じてくる。さらに、就業時間外においては、公共交通機関に多大な被害が生じ、道路の変形・火災の発生・建物の倒壊等により歩行による本庁舎への参集も困難な中、業務に着手できる職員は非常に限られることが予想される。

そこで、こうした行政資源の制約を踏まえ、想定災害発生時において金融庁が行うべき業務を、真に実施・継続が必要であると考えられる最小限の業務に限ることとする。当該業務については、「金融庁防災業務計画」(平成23年12月改定、以下「防災業務計画」という。)において規定しているが、政府業務継続計画(首都直下地震対策)を踏まえ、「中央省庁業務継続ガイドライン」に基づき、当該業務の見直しを行った。

具体的には、金融・経済の安定に必要なと認められる金融庁が所掌する業務及び想定災害発生時における特有の業務を全て洗い出した上で、その停止・未実施による社会への影響度を5段階(レベルⅠ～レベルⅤ)で評価し、想定災害発生後2週間以内に中程

度の影響(対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解するレベル)が生ずると見込まれる業務を、非常時優先業務等として抽出した。

さらに、金融庁では、こうした非常時優先業務等に中程度の影響が発生すると見込まれる時間を、当該業務の「目標時間」として設定する。被災の状況にもよるが、遅くとも目標時間までに各業務を遂行することで、多大な社会的影響が発生することを抑制し、もって金融システムの機能の維持に努めていく。

<参考：社会への影響度の評価区分>

レベルⅠ：影響は軽微～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことによる社会的影響はわずかにとどまる。ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルⅡ：影響は小さい～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより若干の社会的影響が発生する。しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルⅢ：影響は中程度～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルⅣ：影響は大きい～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。

レベルⅤ：影響は甚大～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。

2. 非常時優先業務等

上記により抽出した非常時優先業務等は、以下のとおり、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務(以下「非常時優先業務」という。)と、当該業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務(以下「管理事務」という。)に分けられる。

非常時優先業務等については、非常時優先業務等チェックリストにおいて初動対応の時間を設定するものとし、非常時優先業務等スモールパッケージ発動時には、それぞれの業務の優先順位付けを行うものとする。

(1)非常時優先業務

①災害対策本部の設置・運営

想定災害が発生した場合又は想定災害に準じる災害が発生して必要があると認める場合には、金融庁における災害対応の取りまとめを行うため、大臣を本部長とする金融庁災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を即時に立ち上げる。その後、災害対策本部の機能を確保するため、以下の業務を直ちに開始する。

- －災害対策本部の設置・運営に関する庶務
- －庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理
- －外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整
- －職員の参集・配置に関する総合調整
- －災害対応に係る文書の記録・保存
- －国会及び取材への対応

②金融市場等における状況の確認

金融機関、金融商品取引所、清算機関等から、主要金融市場の状況、取引所や清算機関等の被災状況や業務への影響等を聴取する。また、本業務を円滑に実施できるよう、平時から、各機関と複数の連絡先を事前に交換するほか、関係者間で構築しているBCPウェブサイトの活用方法を確認するなど、連絡体制の強化に努める。

また、災害対策本部においては、外部関係者との間で主要金融市場の状況に係る情報を共有するように努める。

(注)「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月)においては、官邸に設置される緊急災害対策本部に対して、金融庁が速やかに通報する事項として、社会的混乱に関する情報(金融状況を含む)が挙げられている。

(金融市場等の状況を聴取する対象先)

- ・ 金融商品取引所、清算機関等
- ・ 主要行等
- ・ 金融商品取引業者等

(聴取する内容)

- ・ 金融市場の状況
- ・ 取引・決済の状況
- ・ 取引所、清算機関等の被災状況

③金融機関における状況の確認

金融機関から、各金融機関の被災状況や業務への影響等を聴取する。また、本業務を円滑に実施できるよう、平時から、各機関と複数の連絡先を事前に交換するほか、関係者間で構築しているBCPウェブサイトの活用方法を確認するなど、連絡体制の強化に努める。

(被災状況等を聴取する対象先)

- ・ 主要行等
- ・ 地域銀行
- ・ 協同組織金融機関
- ・ 郵便貯金銀行、郵便保険会社
- ・ 保険会社等
- ・ 金融商品取引業者等
- ・ 預金保険機構、整理回収機構
- ・ 貸金業者等

(聴取する内容)

- ・ 営業所等(支店、ATM 等を含む)の被災状況
- ・ 営業への影響
- ・ その他業務への影響

④国民、金融機関、海外当局等への情報発信

金融市場や金融機関等の状況及び金融庁の対応状況等に関する情報を記者会見等を通じて国民や金融機関等の関係者に迅速に発信する。また、海外の当局や金融機関等にも積極的に情報提供を行うことにより、日本の金融システムに対する懸念の払拭に努める。

⑤金融機関に対する被災者支援の要請に係る業務

被災時における復旧を支援する観点から、金融機関等の被災状況等も勘案しつつ、必要に応じて、財務局長等が日銀と連名で、貸出の迅速化・貸出金の返済猶予や、預貯金の払戻しの利便を図ること等を内容とする金融上の措置の要請を金融機関に対して発出する。

⑥被災者等からの相談受付

被災時における復旧を支援する観点から、被災者等からの相談を受け付け、被災者等に対して金融庁が講じた措置等を周知する。また、その時点で金融庁が講じている措置では十分に対応できない相談については、庁内の関係課室で対応を検討することとし、必要に応じて新たな措置を講じる。

⑦EDINET の管理・運用

EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork: 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム) の機能を維持することで、有価証券報告書等を EDINET により受け付け、公衆縦覧に供することにより投資判断に必要な情報提供の維持を図る。

(2) 管理事務

①行政資源の被災状況の確認

ー職員の安否確認

「安否確認サービス」を利用して、全職員の安否状況等についてとりまとめる。また、非常時参集要員の参集可否を確認するとともに、各課室から参集予備者の派遣要請があった場合には、各課室の業務や本庁舎の周辺環境等を踏まえ、参集する者を速やかに定め、その者に本庁舎への参集を要請する。

また、本庁舎内で負傷者等が発生した場合は、適切に応急手当を施すとともに、

必要に応じて医療機関へ搬送する。

－本庁舎の設備等の被災状況の確認

本庁舎内の通信、電力、水道等の各種設備、備蓄等の被災状況を確認するとともに、庁舎管理受託者と連携しつつ、本庁舎内の安全確保に努める。また、食料品、飲料水等の備蓄については、その時々状況に応じ適切に配付する。

②庁内情報システムの管理等

－庁内情報システムの障害への対応

情報システムの障害の発生状況を把握し、災害対策本部に報告する。

－金融庁行政情報化 LAN システムの運用

行政情報化 LAN システムの被災範囲を特定し、復旧作業を行う。

(3) その他(公認会計士試験への対応)

上記業務の他、公認会計士試験(短答式試験:5月・12月、論文式試験:8月)の実施に係る業務について、期間を限定する非常時優先業務と位置づける。具体的には、試験日前及び試験期間中に想定災害が発生した場合は、試験の実施、延期又は中止を決定した上で、受験者等への周知等に取り組む。

<非常時優先業務等の概観>

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
○災害対策本部の設置・運営 －災害対策本部の設置・運営に関する庶務 －庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 －外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 －職員の参集・配置に関する総合調整 －災害対応に係る文書の記録・保存 －国会及び取材への対応 ○金融市場等における状況の確認 ○金融機関における状況の確認 ○国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ○金融機関に対する被災者支援の要請 ○被災者等からの相談受付 ○EDINET の管理・運用	○行政資源の被災状況の確認 －職員の安否確認 －本庁舎の設備等の被災状況の確認 ○庁内情報システムの管理等 －庁内情報システムの障害への対応 －金融庁行政情報化 LAN システムの運用

(注) 上記業務のほか、公認会計士試験の試験日前及び試験期間中に想定災害が発生した場合は、公認会計士試験の実施に係る業務を非常時優先業務として位置付ける。

＜金融庁と関係機関等との概念図(イメージ)＞



3. 非常時優先業務等以外の業務の取扱い

上記以外の所掌業務における基本的な考え方は、想定災害発生当初は業務遂行を抑制し、その後、公共交通機関やライフライン等の復旧状況や職員の被災状況等に応じ、金融庁災害対策本部の議を経て、非常時優先業務等、特に非常時優先業務(第2章2.(1)に掲げる業務)の遂行に支障を及ぼさない範囲において、職員の安全確保や本庁舎の収容体制も念頭に置きつつ、順次、通常業務体制への復帰を目指すものとする(おおよそ、災害発生後(災害に伴い危機的状況が発生した場合には、その沈静化後)10 営業日以内を目途とする。))。

これらの業務のうち、検査、各種届出・許認可申請の受理及び情報システムに関する業務については、以下のような取扱いとする。

(1) 検査

想定災害発生時に金融庁検査局、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会が実施中の検査業務については、検査対象機関が被災した場合には、検査対象機関における復旧業務を優先すべき観点から、検査対象機関との協議を可能な限り経た上で、臨店・立入検査を一時的に中断することを検討する。また、検査対象機関が被災していない場合においては、検査対象機関との協議を可能な限り経た上で、臨店・立入検査を継続するか否かを検討する。

(2) 各種届出・許認可申請の受理等

法令に履行期限が規定されている各種届出・許認可申請に関し、災害により当該期限までに履行されなかったものの取扱いについては、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)」^(注)の適用状況に応じ、対応を検討することとする。

(注) 上記法律においては、ある災害が特定非常災害として政令で指定された場合、当該災害により法令に規定されている履行期限までに義務を履行できずに行政上・刑事上

の責任が問われることを猶予する必要があるときは、一定期間、不履行について免責期限を定めることができることとなっている。

(3)情報システム

非常時優先業務等以外の情報システムのうち、当該情報システムが停止することにより、国民等のほか、財務局や自主規制団体等の対外的な利用者に影響が生じるおそれがあり、当該情報システムの目標復旧時間を2日以内としている情報システムについては、非常時優先業務等に準じ、個別の情報システム毎に業務継続マニュアルを作成し、定期的に内容の見直し及び訓練を実施する。

第3章 非常時優先業務等を実施・継続するための執行体制の確保

想定災害発生時においては、非常時優先業務等に従事できる職員が極めて限定されることが想定されるため、前章に掲げる非常時優先業務等を実施・継続するために必要な要員を確保すべく、非常時参集要員を予め指定するとともに、想定災害発生時における職員の行動、安否確認及び権限委任等について、以下のとおり定めることとする。

1. 非常時参集要員の指定

(1)非常時参集要員の種類

①災害対策本部構成員

災害対策本部構成員については、防災業務計画において、特定の官職にある者を指定している。なお、災害対策本部長(大臣)の指示によってその他の者を追加で指定することができる。

②非常時参集者

非常時参集者については、各課室長が、各課室の非常時優先業務等を開始する時間以内に本庁舎に参集できる各課室の職員の中から非常時優先業務等を遂行する際に本庁舎に参集する必要がある人員数(以下、「必要人員」という)と同数以上の者を指定する。ただし、各課室の職員で必要人員を充足できない場合は、この限りではない。

③第一参集予備者

第一参集予備者については、非常時参集者が公共交通機関の途絶等の事由によって参集に時間を要し、非常時優先業務等を目標時間内に遂行できない場合に備えるためのものであり、各課室長が各課室の非常時優先業務等を開始する時間以内に本庁舎に参集できる各課室の職員の中から上記非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上を目途に指定する。ただし、各課室の職員で必要人員を充足できない場合は、この限りではない。

④第二参集予備者

第二参集予備者については、非常時参集者と第一参集予備者が公共交通機関の途絶等の事由によって参集に時間を要し、非常時優先業務等を目標時間内に遂行で

きない場合に備えるためのものであり、非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約 6km 以内^(注)に居住する職員(産前・産後休暇や育児休業中の職員、再任用職員及び非常勤職員等を除く)を第二参集予備者とする。

(注)職員は毎時 2km の速度の連続歩行で自宅から本庁舎まで参集すると考え、3 時間以内に参集することができる職員を第二参集予備者の対象とする。

(2)参集体制の検証

総務企画局政策課は、毎年の人事異動後、各課室が定めた非常時参集者及び第一参集予備者を集約した上で、その参集体制の実効性を検証し、必要に応じて各課室に参集体制の見直しを指示する。

また、非常時参集要員に指定されている者が、自宅から本庁舎までの道程や所要時間、河川や高速道路等の障害物等を確認することにより、参集体制の実効性を高める観点から、毎年、非常時参集要員に指定されている者を対象として、自宅から本庁舎までの徒歩参集訓練を実施する。

なお、実際に参集した職員の数が各課室の業務の必要人数に不足している場合には、非常時優先業務等スモールパッケージによることとする。

2. 想定災害発生時における職員の行動

(1)就業時間外の場合

①非常時参集要員の行動

災害対策本部構成員は、災害対策本部が設置されることを認識次第、参集可能な場合には、余震や津波等の情報に注意を払い、予め指定するとりまとめ担当者(以下「担当者」という。)に連絡しつつ、直ちに本庁舎に参集する。参集後は、非常時優先業務等の進捗状況を管理することを目的に策定している「非常時優先業務等チェックリスト」を活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を行う。なお、本庁舎に参集できない場合は、携帯電話や衛星電話等を活用し、災害対策本部や金融機関等の関係者と連絡をとるものとする。

非常時参集者は、災害対策本部が設置されることを認識次第、指示を待つことなく、余震や津波等の情報に注意を払いつつ、担当者に連絡した上で、所属課室の非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集する。また、参集後は、直ちに非常時優先業務等を開始する。

第一参集予備者は、担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後 1 時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、余震や津波等の情報に注意を払いつつ、本庁舎への参集を開始する。また、参集後は、直ちに非常時優先業務等を開始する。

第二参集予備者は、災害対策本部が設置されることを認識した後も、当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機する。その後災害対策本部から参集要請があった場合は、余震や津波等の情報に注意を払いつつ、本庁舎への参集を開始する。また、参集

後は、災害対策本部の指示に従って必要人員が不足している課室の非常時優先業務等を補助する。

ただし、非常時参集要員であっても、次の場合は参集を免除するものとする。

- 1) 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院の必要がある場合
- 2) 職員の病気又は家族等の病気の看護、介護等の理由により参集困難な場合
- 3) 職員が遠隔地に出張中の場合
- 4) 参集途中において、火災等により通行できず、参集が事実上不可能な場合又は救命活動に参加する必要がある場合
- 5) 本庁舎に到着したものの、建物の倒壊・崩落等の客観的危険性が認められる場合又は室内における火災等により入室そのものが困難な場合(別の参集場所が選定された場合はこの限りではない。)
- 6) その他前各号に掲げる事由に類する場合

②非参集要員の行動

非常時参集要員に指定されていない職員は、原則として指示があるまで自宅や避難所等の安全な場所で待機する。ただし、通信手段の途絶等によって担当者等からの連絡を受けることができない場合は、非参集要員の状況が上記①の参集免除規定の各項目に該当せず、かつ自らの状況を踏まえ参集可能であると判断した場合に限って、本庁舎への参集を開始する。

また、自宅等での待機の間は、自宅周辺での救出・救護活動や地域におけるボランティア等に積極的に従事することで、地域貢献を図ることが望ましい。

(2)就業時間内の場合

職員は、就業時間内に想定災害が発生した場合、むやみに移動せず公共交通機関の情報が明らかになるまで庁舎内で待機し、状況把握に努める。

①非常時参集要員の行動

災害対策本部構成員、非常時参集者、第一参集予備者及び平時において各課室の非常時優先業務等を所掌する者については、まず、家族の安否を確認する。家族と連絡が取れない場合は、課室内に家族の安否確認を行う者を指定し、その者に当該課室員の家族の安否確認を依頼する。

その後、災害対策本部員は災害対策本部に直ちに参集し、非常時参集者、第一参集予備者及び平時において各課室の非常時優先業務等を所掌する者は非常時優先業務等を直ちに開始する。家族の安否確認ができないなど止むを得ない事情において、公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、非常時優先業務等を継続する体制を確保して、所属課室長等の許可を得た上で、帰宅して家族の安否確認等を行う。

なお、第二参集予備者については、各課室が必要人員を確保することができない場合に備えるためのものであり、就業時間内に想定災害が発生した場合には、このような事態は発生しないことが想定されることから、以下のとおり、非参集要員と同様の行動

をとるものとする。

②非参集要員等の行動

非常時参集要員に指定されていない職員(平時において各課室の非常時優先業務等を所掌する者を除く)及び第二参集予備者については、想定災害発生時には帰宅困難者の大量発生によって帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関の運行状況等の情報が明らかになるまでの間は、原則として家族の安否を確認した上で、むやみに移動せずに庁舎内で待機する。家族の安否確認ができないなど止むを得ない事情において、公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、所属課室長等の許可を得た上で、帰宅して家族の安否確認等を行う。

庁舎内待機中は、災害対策本部の指示に従って、庁舎内負傷者の救護活動及び執務室の復旧業務に協力するとともに、要員が不足している課室の非常時優先業務等の補助、本庁舎周辺地域の救出・救助活動及び避難者支援等に携わる。

なお、外出先等で被災した場合には、自らの安全確保及び状況把握に努めるとともに、所属課室に状況を報告し、所属課室長等の指示を仰ぐ。

(3)想定災害発生に備えた取組み

①想定災害発生に備えた備蓄の推奨

地震の発生に備えて、各職員が必要な物資を各自で用意しておくことを推奨する。特に、長時間歩くための靴(スニーカーなど)、体温調節を行うための衣服、カイロ、飲料水、非常用食料を持ち合わせておくことを推奨する。

②家族の安否確認

家族の安否確認は、電話等が輻輳することが想定されるので、予め安否を確認する方法を家族で確認し訓練しておく。なお、被災時の安否確認方法については、通信事業者より以下のようなサービスが提供される。

- ・ 災害用伝言ダイヤル(171)
- ・ 各携帯電話会社の災害用伝言板

3. 職員の安否確認

金融庁では、民間事業者が提供する「安否確認サービス」を導入している。本サービスは、東京都(諸島を除く)、埼玉県、千葉県及び神奈川県で震度 5 強以上の地震が発生した場合に、職員の携帯電話に一斉にメールが配信され、職員は、①職員及び家族の安否、②本庁舎への参集の可否及び参集に要する時間等の情報を登録するものである。

また、想定災害発生時の安否報告方法等を記載した携帯カードを全職員に配付し、自主的に安否報告を行うことの意識付けを行っているほか、本サービスによる安否確認ができない場合に備えて緊急連絡網の作成やとりまとめ担当者の指定を行っており、これらの活用により職員の安否確認を確実にを行う。

4. 権限委任

災害の発生時において、非常時優先業務等を含む金融庁の業務を的確に遂行するためには、組織内の指揮命令系統が確立されていることが重要である。

災害対策本部については、防災業務計画において、その長である大臣が指揮をとれない場合は、副大臣、大臣政務官、長官、総務企画局長、総括審議官、監督局長、検査局長の順で、その職務を代行するものとされている。なお、指揮をとる者については、総務企画局政策課（政府災害対策本部との連絡・調整業務の権限者）が連絡をとることができる者の中で最高順位の者とするものとする。

また、非常時優先業務等を所掌する各課室は、当該業務の権限者が参集できず、かつ、連絡が取れない場合であっても、適切な意思決定を行うことができるよう、各非常時優先業務マニュアルにおいて、各業務の権限者及び権限委任の順序（第 5 順位程度まで）を予め定め、総務企画局政策課に登録するものとする。また、権限が課室長未満のレベルまで委任される場合は、所属局総務課、災害対策本部と密接に連携を取り、意思決定を行うこととする。

なお、文書決裁に関しては、権限者の参集の状況に関わらず、金融庁文書決裁規則の特例として、事後決裁が認められている。

第4章 非常時優先業務等を実施・継続するための執務環境の確保

非常時優先業務等を実施・継続するにあたっては、必要な人員を確保することに加えて、本庁舎における執務環境を整備しておくことが重要である。以下では、庁舎・設備、通信、行政情報システム及び広報等に関する現時点における取組状況をまとめた上で、今後の課題を整理することとする。

1. 庁舎・設備

(1) 庁舎

本庁舎は、建物に作用する地震力を低減する制震構造を有しているなど、高い耐震・防災機能を備えている。また、想定災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者等との役割分担を定めたマニュアルを整備している。

しかしながら、火災や想定以上の大きな災害が発生するなどした場合、本庁舎に大きな物的損傷が生じ業務が遂行できなくなる可能性がある。このような場合に備えて、金融庁では、代替庁舎となる候補地を複数定めている。

本庁舎で業務が遂行できなくなった場合は、災害対策本部が、本庁舎や代替庁舎の周辺地域の被災状況等及び政府の緊急災害対策本部の設置場所を踏まえ、代替庁舎とする施設を決定した上で、全職員に周知する。代替庁舎の場所、代替庁舎に移転して実施する非常時優先業務等、代替庁舎における執行体制、執務環境等については、別途定めるものとする。

なお、事前に指定した代替庁舎では業務が遂行できない場合には、内閣府に庁舎のあつせんを依頼するものとする。

(2) 備蓄

帰宅困難の状況が発生することに備えて、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分を目途に必要な食料品、飲料水等の備蓄を確保している。なお、来訪者に対する配給も考慮するものとする。

また、全職員分の毛布やヘルメット等の防災用品を備蓄しているとともに、基本的な医薬品(包帯・消毒液・絆創膏)やバール、ジャッキ、ハンマー等の器具が内包されている防災キャビネット及び担架を各階に設置している。さらに、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池、電池交換式の携帯電話充電器等を確保している。

なお、備蓄については、毎年、その保管状況及び消費期限等を確認するとともに、その時々状況の変化等に配慮した備蓄内容の精査を行い、必要な場合は計画的に調達する。

(3) 什器転倒対策

各執務室内のロッカー等の什器転倒対策については、地震時における負傷者防止対策と金融庁の業務継続の両方の観点から実施している。

各課室は、特に重要なOA機器の固定を行うとともに、什器の転倒、書類・備品等の落下等による被害がないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにする等の措置を講じている。また、総務企画局総務課は各課室における什器転倒対策を定期的に検証し、必要があれば、各課室の取組みを見直すよう指導する。

2. 通信の確保

金融庁では、想定災害発生時に通信が輻輳する場合においても、金融機関等の関係者と連絡をとり、金融市場や金融機関等における情報を迅速に確認することが重要であるとの観点から、複数の連絡手段を確保するなど、金融機関等の関係者との連絡体制の強化に努めている。

固定電話については、金融機関等の関係者に連絡をとる必要性が高い部署を中心に、衛星電話や災害時優先回線を措置した電話を配備している。なお、商用電力供給が途絶え、非常用発電設備に切り替わった場合でも、これらの電話は継続して使用できる。

また、本庁舎内には、中央防災無線電話を設置しており、通信が輻輳する場合においても、内閣総理大臣官邸等の指定行政機関や日本銀行等の指定公共機関、地方公共団体等の防災関係機関と連絡をとることができる。

携帯電話については、金融機関等の関係者に連絡をとる必要性が高い職員を中心に、災害時優先回線が措置された携帯電話を貸与している。さらに、一部の幹部及び金融機関等の関係者に連絡をとる必要性が高い職員の自宅には、衛星携帯電話を配備しているほか、これらの職員を対象として、衛星携帯電話の通話環境や操作手順を確認するための訓練を毎年実施する。

3. 行政情報システム

(1) メール・共有ファイル

メール及び共有ファイルのサーバについては、免震構造を施し、自家発電装置を整えており、サーバの二重化も実施している。また、それらのデータのバックアップは磁気テープを活用して日次で実施しており、そのデータを定期的に遠隔地で保管している。

(2) EDINET

EDINET については、メイン・センターに耐震構造を施し、自家発電装置等の設備を整えているほか、バックアップ・センターを大阪府に設置するなど、想定災害発生時でも必要最低限の業務を継続できる体制を整備している。

想定災害発生時に、メイン・センターの被災によって業務が継続できなくなった場合は、必要に応じて切替作業を開始する。また、金融庁ウェブサイトにも本システムの被災状況や代替措置を掲載すること等を通じて周知を図る。

なお、想定を上回る被害を受ける場合には、本システムが作動しないことや、作動しても一部の回線等が寸断されていること等により十分に機能しないことが想定されるため、必要に応じて投資家等の負担を軽減するための代替措置を講じるとともに、金融庁ウェブサイトにも本システムの被災状況や代替措置を掲載すること等を通じて周知を図る。

4. 広報

想定災害発生時には、国民や報道機関、海外当局、金融市場の参加者に対して、金融市場や金融機関等の情報を適切に発信することにより、日本の金融システムに関する不安を払拭することが金融庁の重要な責務である。このため、金融庁では、想定災害発生時における情報発信体制の継続性の確保を図るとともに、情報発信手段の強化に努めている。

具体的には、金融庁では、災害発生時における情報提供の手段として、金融庁ウェブサイトが重要であると認識しており、想定災害発生時でも情報発信体制の継続性を確保するため、金融庁ウェブサイトシステムの全サーバ機器を二重化し、免震構造や自家発電装置、無停電電源装置を完備したデータセンターに設置しているほか、本番稼働中のシステムが罹災し、運用継続が困難となった場合に備え、遠隔地にバックアップサイトシステムを設置している。また、情報発信手段を強化する観点からは、携帯電話向けを含めた金融庁ウェブサイトによる情報発信のみならず、テレビ、新聞、ラジオ、金融庁 Twitter、被災地での説明会及びポスター掲示など、利用者の多様なあり方を踏まえた情報発信媒体の多様化に取り組んでいる。

5. 帰宅困難者への対応

(1) 来訪者

想定災害発生時に本庁舎を来訪していた者については、職員と同様、安全が確認さ

れてから庁舎外へ出てそれぞれの目的地への移動を開始してもらうものとする。それまでの間は、非常時優先業務等の遂行に支障が出ないよう、総務企画局総務課が指定する会議室等で待機してもらうこととし、事務室への立入りは制限するものとする。

(2) 庁舎外の帰宅困難者

職員以外の庁舎外の帰宅困難者に対しては、総務企画局総務課が指定する会議室等に案内する。なお、会議室に受け入れた帰宅困難者が定員に達した場合は、千代田区が指定している帰宅困難者支援場所^(注)を教示する。

(注)「帰宅困難者支援場所」とは、帰宅困難者の一時的な避難と円滑な帰宅が可能となるよう、帰宅に必要な情報提供等の支援を行う場所であり、千代田区では、皇居外苑、皇居東御苑、外濠公園、北の丸公園、日比谷公園、真田堀運動場が帰宅困難者支援場所として指定されている。

6. 今後の取組み

金融庁の業務継続体制の運用・整備面での充実を図る観点から、引き続き、以下の取組みを進める。

① 金融機関等の関係者との連絡手段の強化

想定被害発生時には、携帯電話は輻輳によって1週間程度つながりにくくなることとされている。金融庁では、その間、中央防災無線電話や衛星電話を活用して金融機関等の関係者と連絡をとることを想定しており、各課室が非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化に努める。

② 仮設トイレ導入の検討

下水道の利用支障が1か月の長期にわたる場合は、簡易トイレのみでの対応は困難である。今後、内閣府の情報収集も踏まえ、こうした事態に備え、仮設トイレの提供について事業者と協定を締結すること等を検討する。

③ 首都圏が広範囲に被災する場合の業務継続体制の検討

首都圏が広範囲に被災する場合は、関東地方以外に拠点を移し、そこで業務を継続する必要がある。金融庁では、こうした場合に備えて、今後、代替庁舎で円滑に業務が継続できるよう、政府全体での検討状況を踏まえ、更なる検討を進める。

第5章 教育・訓練及び計画の見直し

1. 教育・訓練等

本計画策定後、その実効性を高めていくためには、平時において、職員に対する防災訓練や研修等の機会を通じ、職員の防災に対する意識を高めるとともに、想定災害発生時における業務継続に向けた取組みへの理解を深めることが重要である。

これらの観点から、年1回(9月を目途)参集訓練を実施するほか、「安否確認サービス」に関し、携帯電話メールアドレスの登録率の向上、操作手順の周知に努め、習熟のた

めの訓練を少なくとも年 1 回(9 月を目途)実施する。また、全職員を対象とした本計画についての研修を行うほか、非常時参集者、第一参集予備者については、日常より、担当する非常時優先業務等の習熟に努める。

また、これらの訓練や研修の内容については、実効性の高い内容となるよう、金融システムを巡る環境の変化等を踏まえ、絶えず見直すこととする。

2. 本計画の検証・見直し

本計画に規定した事項については、その実効性を検証することが重要である。こうした観点から、総務企画局政策課は、毎年定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や上記訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証するものとする。

さらに、本計画は、金融システムを巡る環境の変化や金融庁の組織の変更等を踏まえ、絶えず見直すことが重要であり、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行うことを検討する。なお、その際には、本計画の想定する災害について、異なるタイプの災害が発生した場合の対策についても拡充するべく検討する。

また、金融庁の業務を一部委任している財務局等とは、業務継続に係る事務フローや連絡体制等について有機的な連携を図る。